

# 静岡県自治体一般労働組合同規約

## [前文]

この労働組合は、組合員およびすべての自治体労働者の利益を守るために奮闘する。  
この労働組合は、各自治体、関係職場にあっては関係職場を単位とした公然化組織（支部、分会＝労働組合）の結成をめざす。

## [第1条 名称]

この労働組合の名称は、静岡県自治体一般労働組合といい、静岡市駿河区稲川2丁目2-1セキスイハイムビルディング7階 静岡自治体組合総連合に組合事務所を置く。

## [第2条 目的]

この労働組合は次の目的で活動する。

- 1、労働条件の改善。
- 2、組合員と家族の福利厚生。
- 3、教育宣伝、学習。
- 4、各自治体、公共職場にあっては公共職場を単位とした公然化組織（支部、分会＝労働組合）の結成。
- 5、地域住民の生活と権利を守り、地方自治の拡充。
- 6、その他。

## [第3条 組織]

- 1、この労働組合は、県内の自治体労働者および関係労働者で、この規約を承認する者で組織する。
- 2、その他、組合が必要と認める者。

## [第4条 組合員]

- 1、組合員は、すべての問題に参加でき、均等の取り扱いを受ける権利がある。組合員はいかなる場合も、人種、宗教、性別、門地又は、身分によって不利益な扱いを受けない。又そのことによって組合員の資格を奪われてはならない。
- 2、組合員は組合の規約及び機関の決定に従う。各種会議、行事等へ積極的に参加し、組合費を納入する義務を持つ。

## [第5条 構成]

- 1、この労働組合には、本部、支部、分会を置く。

- 2、本部は、労働組合の全体の活動を掌握し、具体化する。
- 3、支部は、自治体あるいは、いくつかの自治体にまたがって設置され、それぞれの地域内での活動を掌握し、具体化する。
- 4、分会は、可能な限り自治体単位で公共職場にあっては公共職場単位に設置し、組合員の日常活動の場とする。

#### [第6条 意思決定機関]

- 1、この労働組合の意思決定は、本部大会、支部代表者会議、支部会議で行う。
- 2、本部大会は、この労働組合の最高決定機関であり、毎年一回以上開催する。大会は運動方針、予算、決算、その他重要事項を決定するほか本部役員をも選出する。なお、本部執行委員の数は、支部代表者会議で決める。
- 3、大会は、本部執行委員および支部選出の代議員で構成する。代議員の選出基準は支部代表者会議で決める。
- 4、支部代表者会議は本部大会につぐ決議機関で支部執行委員および本部執行委員で構成し重要な事項を決議する。
- 5、支部執行委員会は、本部大会の決定に基づいて地域内での活動を具体化する。
- 6、支部執行委員会は、組合員の日常活動について具体化する。

#### [第7条 執行体制]

- 1、この労働組合の執行部として、組合員又は、その組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙された本部執行委員を置く。
- 2、本部執行委員会は本部大会で選出された委員長、副委員長、書記長、会計、執行委員（若干名）で構成する。
- 3、本部執行委員会が認めた場合は特別執行委員を置くことができる。特別執行委員は執行委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4、支部執行委員は、支部の会議で選出する。

#### [第8条 争議]

ストライキ（同盟罷業）は、組合員又は、組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数の支持を必要とする。なお、その行使は、本部執行部の指令による。

#### [第9条 組合費]

- 1、この労働組合の経費は、組合費とその他の収入をもって充てる。
- 2、組合費は月額 1,000 円とする。特別の事情がある組合員の組合費については本部執行委員会で決定する。

3、脱退した組合員の場合は、在籍月の組合費は納入しなければならない。

[第 10 条 会計監査]

会計報告は、職業的資格のある監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年一回組合員に公表する。

[第 11 条 規約の改廃]

この規約の改廃は、本部大会で行うものとし、組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員による選挙された大会出席代議員の直接無記名投票による過半数の同意を必要とする。

[附則]

この規約は 1999 年 5 月 1 日から施行する。

[附則]

この規約は 2015 年 7 月 1 日から施行する。